

一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題

【注意事項】

1. 携帯電話やスマートフォン等の電子機器の電源はお切りください。
2. 試験開始の合図があるまで、問題用紙は開けないでください。
枚数は、表紙を含めて6枚あります。
3. 問題用紙に解答欄がありますので、問題用紙は持ち帰りません。
4. 試験開始の合図がありましたら、最初に「事業者名」「受験者名」「席番号」
を確実に記入してください。
5. 本問題中「事業者」と記載しているものは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」
を指します。また、設問の文中には、法令条文の一部を省略しているものが
あります。
6. 試験中に、「過去問題を見る」等の禁止されている行為を確認した場合、
不合格扱いとします。
7. 試験開始後30分経過した段階で、途中退席についてのご案内をします。
解答が終わり途中退席を希望される方は、他の受験者の迷惑とならないよう
静かに退出して下さい。退出後はご帰宅いただいて構いません。
8. 試験結果につきましては、郵送にて通知致します。

関東運輸局

申請者名（事業者名）

記入者名（受験者名）

| | |
|-------------|--|
| 席 番 号 | |
|-------------|--|

I. 次の1. から15. までの文章で、正しいものには ○ 印を、そうでないものには × 印を
（ ）内に記入しなさい。

1. 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれかがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。（道路運送法第20条）

（ × ）

2. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して三十日間保存しなければならない。（運輸規則第3条）

（ × ）

3. 事業者は、国土交通省令で定めるところにより、運賃及び料金並びに運送約款を公示しなければならない。（道路運送法第12条）

（ ○ ）

4. 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてはならない。（道路運送法第33条）

（ ○ ）

5. 事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して乗合旅客の運送を行うことができる。（道路運送法第21条）

（ ○ ）

6. 旅客自動車運送事業者は、主たる事務所ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。(運輸規則第47条)
(×)
7. 整備管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。(車両法施行規則第32条)
(○)
8. 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する事業である。(道路運送法第3条)
(○)
9. 事業者は、運行の主な経路における観光地及び公共施設の状況を事前に調査し、かつ、当該経路の状態に適すると認められる自動車を使用しなければならない。(運輸規則第28条)
(×)
10. 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。(道路運送車両法第66条)
(○)
11. 事業者はその事業を廃止したときは、その日から三十日以内に届け出なければならない。(道路運送法第38条)
(×)
12. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取り扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りではない。(運輸規則第3条)
(○)
13. 一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する車両総重量5トン以上の自動車に限り、運行記録計を備えなければならない。(運輸規則第26条)
(×)
14. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新がなされたときは、その有効期間は従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。(道路運送法第8条)
(○)
15. 事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。(運輸規則第7条の2)
(×)

- II. 道路運送法に関する次の条文について、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(道路運送法第1条)

- 道路運送法は (シ) と相まつて、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の (ス) の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、(ソ) を確保し、道路運送の (カ) の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて (エ) を増進することを目的とする。

| | | | | |
|--------|---------------|---------|----------|----------|
| ア. 国民 | イ. 道路運送車両法 | ウ. 利便 | エ. 公共の福祉 | オ. 事業者 |
| カ. 利用者 | キ. 貨物利用運送事業法 | ク. 旅行業法 | ケ. 旅客の利便 | コ. 訪日外国人 |
| サ. 供給 | シ. 貨物自動車運送事業法 | ス. 需要 | セ. 適正な運営 | ソ. 輸送の安全 |

- III. 旅客自動車運送事業者の従業員に対する指導監督に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(運輸規則第38条)

- 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が (セ) で定めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができる (ス) 並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その (オ) 及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を (サ) において (ア) 保存しなければならない。

| | | | | |
|--------|--------|---------|-------|----------|
| ア. 三年間 | イ. 一年間 | ウ. 経路 | エ. 教育 | オ. 日時、場所 |
| カ. 報告 | キ. 車庫 | ク. 精神 | ケ. 通達 | コ. 電子媒体 |
| サ. 営業所 | シ. 基準 | ス. 運転技術 | セ. 告示 | ソ. 指導監督 |

IV. 次の文中の（ ）の部分にあてはまる語句を 答. _____ の欄に記入しなさい。

1. 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を（ ）に適合するように維持しなければならない。(道路運送車両法第47条)

答. 保安基準

2. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、（ ）ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。(道路運送法第8条)

答. 五年

3. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車非常信号用具、非常口又は消火器を備えたものであるときは、当該自動車の（ ）に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。(運輸規則第38条)

答. 乗務員

4. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款では、ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員の宿泊費等当該運送に関連する費用は、（ ）の負担とします。
(標準運送約款第14条)

答. 契約責任者

5. 一般旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を（ ）しなければならない。(道路運送法第29条の3)

答. 公表

V. 事業者は、その事業計画を変更しようとするときは法令で定められた場合を除き認可を受けなければなりません。では、下記の中で認可を必要とする事項を選び、該当する事項には ○ 印を、そうでない事項には × 印を（ ）内に記入しなさい。

(道路運送法第15条)

- ① 営業区域の縮小 (○)
- ② 主たる事務所の移転 (×)
- ③ 営業所の移転 (○)
- ④ 自動車車庫の移転 (○)
- ⑤ 事業用自動車の増車 (×)

VI. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する次の文中、（ ）内に入る字句として正しいものを下欄から選び、（ ）内に記号を記入しなさい。

(道路運送法第9条)

国土交通大臣は、事業者の運賃及び料金が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、（ ア ）を定めてその運賃及び料金を変更すべきことを命ずることができる。

- ・特定の旅客に対し不当な（ キ ）取扱いをするものであるとき。
- ・（ イ ）事情に照らして著しく不適切であり、旅客の（ シ ）するおそれがあるものであるとき。
- ・他の事業者との間に不当な（ ソ ）を引き起こすおそれがあるものであるとき。

| | | | | |
|-------|-----------|----------|----------|-------|
| ア. 期限 | イ. 社会的経済的 | ウ. 公共の福祉 | エ. 利便を向上 | オ. 需要 |
| カ. 違反 | キ. 差別的 | ク. 変更 | ケ. 協議会 | コ. 条件 |
| サ. 適合 | シ. 利益を阻害 | ス. 優先的 | セ. 連携 | ソ. 競争 |